

件名 2024年度満期遺留品売却 その2

## 質疑回答書

提出日：令和 6 年 月 日

回答日：令和 6 年 月 日

番号	説明書 番号	質 問	回 答

- (注) ・この質疑回答書は仕様書の追補とみなす。  
・回答書は優先順位第一位となるため、質問の有無にかかわらず必ず受け取ること。

【提出方法】 質疑の提出期限内に持参、郵送又は、FAX による。  
※FAX の場合は、電話にて到達確認を行うこと。

業者名